



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. トラック運転者休憩時間の下限は9時間 (2022/08/29)

労働政策審議会の作業部会は、トラック運転者の労働時間等改善基準告示の見直しに関する報告を取りまとめた。現行基準で継続8時間以上としている1日の休息期間について、継続11時間以上を基本としつつ、9時間を下限に設定するのが適当とした。ただし、泊まりを伴う長距離運行に例外措置を設ける。運行途中の休息の下限を8時間とし、運行後に継続12時間以上の確保を求める。1カ月の拘束時間は「原則284時間まで、最大310時間まで」に見直す。現行よりも順に9時間、10時間の短縮となる。

2. 労災認定暑熱を負担要因と評価 (2022/10/10)

京都下労働基準監督署(田中淳史署長)が、急性心不全で死亡した自動車整備士に関し、労働時間以外に「暑熱環境」を負荷要因と認め、労災認定していたことが分かった。整備士の発症前2~6カ月の月平均時間外労働は最大77時間21分で、過労死ラインには達していない。同労基署は平成28年11月に整備士の遺族に対し、労災補償の遺族補償給付と葬祭料を不支給処分としており、これを不服とした遺族が行政訴訟を起こしていた。昨年の改正で労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することを明確化した脳・心臓疾患の労災認定基準を踏まえて処分を取り消し、認定した。

3. 平均年間給与 正社員・男性570万円 (2022/10/17)

国税庁の令和3年民間給与実態統計によると、昨年1年間を通じて勤務した正社員の平均年間給与は、男性が569.9万円、女性が388.9万円だった。前年結果と比べて、それぞれ3.6%増、1.4%増と伸びている。役員も含めた全体の平均給与は、男女計が443.3万円(2.4%増)で、男性は2.5%増の545.3万円、女性は3.2%増の302.0万円だった。業種別では情報通信業が624万円、製造業が516万円となり、425万円の運輸業、郵便業を除く全業種で前年結果を上回った。

4. 偽装一人親方把握へ実態調査 (2022/10/17)

国土交通省は、技能者を一人親方として装う「偽装一人親方」対策として、建設業者を対象に実態把握に乗り出す。毎年11月に社会保険の加入状況や賃金実態などを調査するのに当たり、契約する一人親方の働き方が適正かどうかを確認する「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況を調べる。来年度はさらに一人親方の実態把握に向けた調査も実施する予定で、ガイドラインで示す「適正な一人親方の目安」である必要な実務経験年数10年以上などの基準について、改定の必要性を検討する。

★10月より最低賃金が改定されました!★

過去最大の改定額に!

関東近隣の最低賃金一覧

都道府県	最低賃金時間額	発行年月日
千葉県	984 (953)↑	令和4年10月1日
東京都	1072 (1041)↑	
神奈川県	1071 (1040)↑	
埼玉県	987 (956)↑	
茨城県	911 (879)↑	

過去の流れから言って2020年は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響も考慮し、中央最低賃金審議会は引き上げ目安を示さず、各都道府県の最低賃金審議会でもほぼ据え置きとなりました。

そして2021年は7月16日に引き上げ目安が全ランク28円と発表され、そこから都道府県ごとに28～32円の最低賃金の引き上げがおこなわれました。新型コロナウイルスによる経済の落ち込みを受けて、2021年は引き上げ額が大幅に上がった年でした。

なんとといっても過去最大の改定額となった今年度の最低賃金の見直しですが以下のようになっています。

- ★ 47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）です。
- ★ 改定額の全国過重平均額は961円（昨年度930円）です。
- ★ 全国平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となりました。

この最低賃金の上昇ですが、現在は大丈夫であっても、今後政府が目標とする「全国加重平均1,000円」までを考慮して人件費の負担を考えておく必要があります。

社員の仕事の効率化を図り生産性を高める努力は必須ですね。

社員の賃金に関して相談したい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第131回

社長が業務上の事故に遭った場合は？

Q、当社は、3人の社員を抱える法人企業です。先日社長が転落事故で療養を受けています。この場合労災にはならないと思いますが受けることが出来る制度はありますか？

A、健康保険からの給付が一定の要件を満たせば受けられます。健康保険の被保険者が5人未満の法人の代表者等で、労働者と同様の業務に従事している場合は、**業務上の事由による事故**に関しては、**健康保険**を使用できます。



社長の場合業務上の負傷の場合に健康保険・労災保険どちらからも保護を受けられませんが、こういった場合の救済措置で特例的に認められています。

ただし、社長は自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にもないことから、**傷病手当金は支給されません**。

休業補償給付や障害補償給付、遺族補償給付など手厚い給付が受けられる**労災保険の特別加入をお勧め**します。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

あつという間に寒くなりましたね。本当の季節が進むのは早いものです。半袖はまだ必要かなあなんて思っていたら、もうセーターでも出さなきゃって感じ。

こんな風に年末に向かい足早に今年も進んでいくのでしょうか。今年中にしなければいけない事もまだまだ終わっていません。ファイト！

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>